

国税審議会等の概要及び最近の活動状況

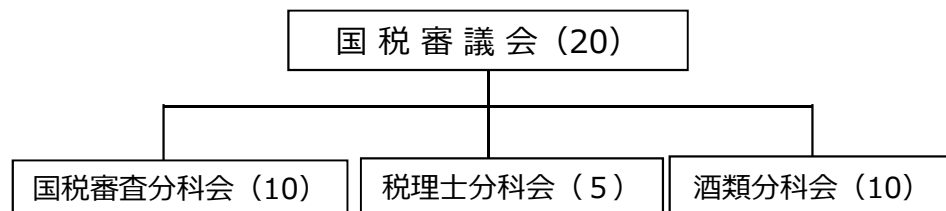
国税審議会の概要

1 概要

平成13年1月6日の中央省庁等改革に伴い、それまで国税庁に設置されていた国税審査会、税理士審査会及び中央酒類審議会の三つの審議会が統合され国税審議会が発足した。

国税審議会は、20人以内の委員で組織することとされており、その分科会として、国税審査分科会、税理士分科会及び酒類分科会の三つの分科会が置かれている。

<国税審議会の組織>



(注) 括弧内の数字は、定員を示す。

2 所掌事務

- (1) 国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う場合等で、国税庁長官が国税不服審判所長の意見を相当と認めない場合等における審議（国税通則法第99条）
- (2) 税理士試験の受験資格の認定、試験科目の一部免除の認定、税務職員等に係る研修の指定及び税理士試験の執行（税理士法第5条、7条、8条、12条）
- (3) 税理士の懲戒処分等の審議（税理士法第47条）
- (4) 酒税の保全のため酒類業者に対し命令を発する場合、公正な取引の基準、酒類の製法・品質等の表示の基準及び重要基準の審議（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第85条、第86条の8）
- (5) 酒類業者における酒類の製造（又は輸送）に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分である場合における指示（又は勧告）後の命令、酒類業者が酒類容器の分別回収に関する表示事項を表示しない等の場合における勧告後の命令及び酒類小売業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が著しく不十分である場合における勧告後の命令に当たり意見を述べること（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第17条第5項、第28条第5項、第39条第5項、第112条第3項及び第116条第3項、資源の有効な利用の促進に関する法律第25条第3項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の7第3項）

3 最近の活動状況

回次	開催日	議題
第22回	令和3年3月30日	<ul style="list-style-type: none">会長互選国税審議会の概要及び各分科会の最近の活動状況新型コロナウイルス感染症に関する国税庁の取組
第23回	令和3年10月27日	<ul style="list-style-type: none">国税審議会各分科会の最近の活動状況税務行政の現状と課題
第24回	令和4年11月18日	<ul style="list-style-type: none">国税審議会各分科会の最近の活動状況税務行政の現状と課題国税審議会議事規則及び税理士分科会議事規則の改正（税理士法改正に伴う改正）税理士試験における試験問題誤り

(注) 令和3年1月6日から令和5年1月5日までの間に開催された国税審議会を記載

国税審査分科会の概要

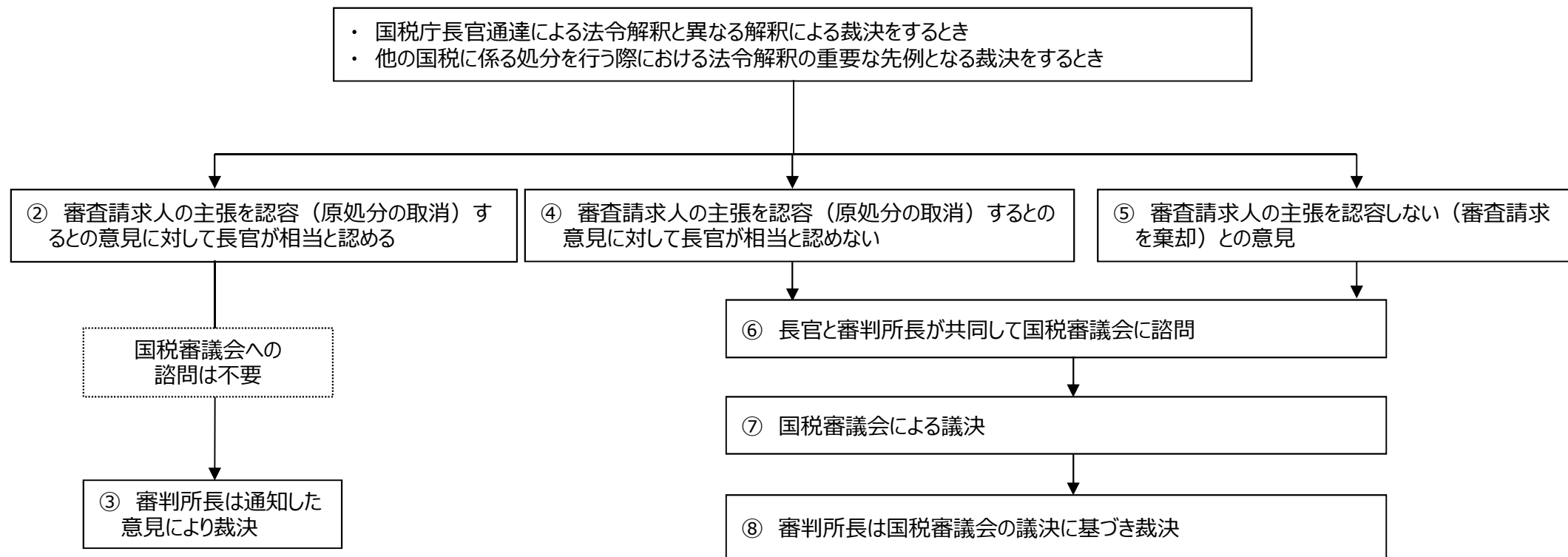
1 組織

国税審議会委員のうち、財務大臣が指定した委員10人以内で組織

2 所掌事務

国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う場合等で、国税庁長官が国税不服審判所長の意見を相当と認めない場合等における審議（国税通則法第99条）

<国税審議会に諮問される場合>



3 最近の活動状況

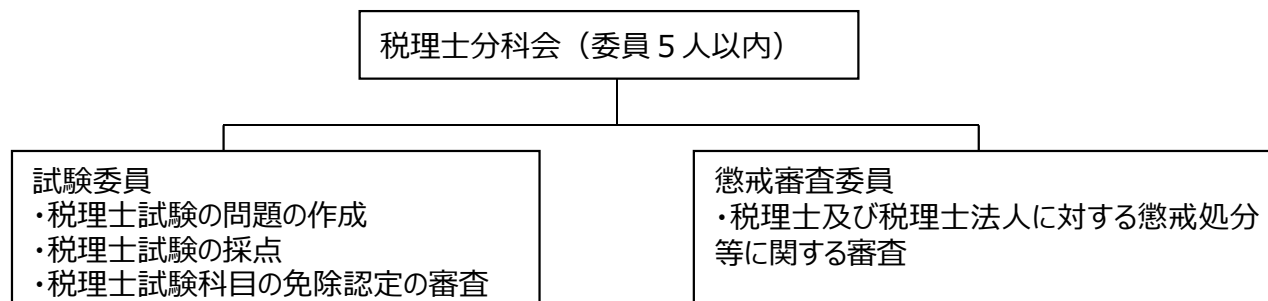
回次	開催日	議題
第13回	令和3年3月30日	・ 分科会長互選

(注) 令和3年1月6日から令和5年1月5日までの間に開催された国税審査分科会を記載

税理士分科会の概要

1 組織

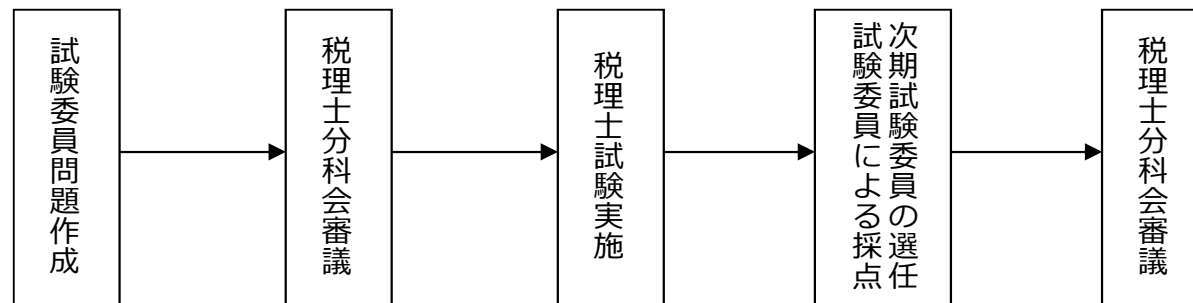
国税審議会委員のうち、財務大臣が指名した委員 5 人以内で組織（試験委員及び懲戒審査委員は、税理士分科会に属する）



2 所掌事務

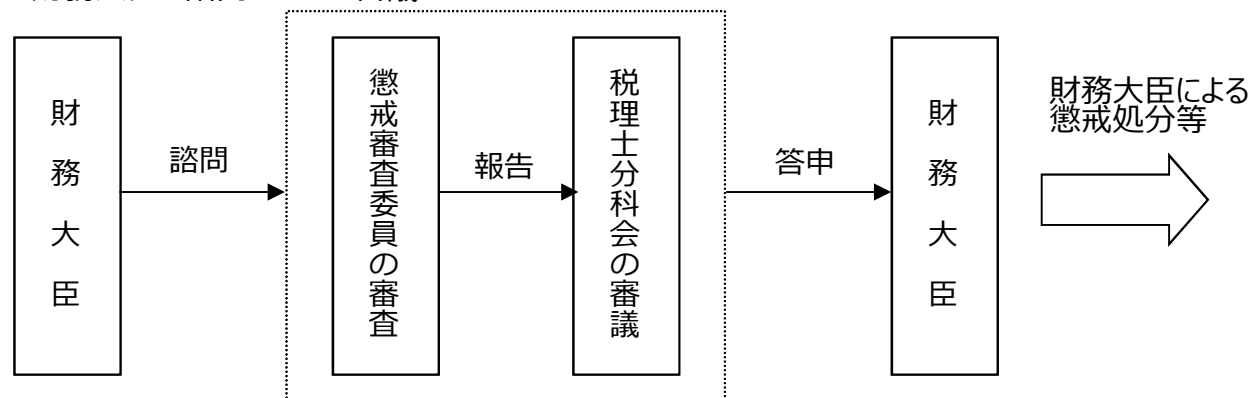
- (1) 受験資格の認定（税理士法第 5 条）
- (2) 試験科目の一部免除の認定（税理士法第 7 条）
- (3) 税務職員等に係る研修の指定（税理士法第 8 条）
- (4) 税理士試験の執行（税理士法第 12 条）
- (5) 税理士の懲戒処分等の審議（税理士法第 47 条）

<税理士試験の流れ>



<税理士の懲戒処分等の流れ>

税理士の懲戒処分等（戒告、2 年以内の税理士業務の停止、税理士業務の禁止）について、財務大臣の諮問に基づき審議



税理士分科会の概要

3 最近の活動状況

回次	開催日	議題
第96回	令和3年3月30日	<ul style="list-style-type: none">分科会長互選懲戒審査委員の推薦
第97回	令和3年5月24日～6月9日 (持ち回り開催)	<ul style="list-style-type: none">令和3年度(第71回)税理士試験の試験問題等の審議受験資格の認定の申請試験免除の申請等
第98回	令和3年5月28日	<ul style="list-style-type: none">税理士の懲戒処分等
第99回	令和3年12月9日	<ul style="list-style-type: none">令和3年度(第71回)税理士試験の結果等令和2年度指定研修の検証等審査請求(研究認定申請)事案の審議令和4年度(第72回)税理士試験税理士の懲戒処分懲戒審査委員の推薦
第100回	令和4年5月27日	<ul style="list-style-type: none">令和4年度(第72回)税理士試験の試験問題等の審議受験資格の認定の申請等試験免除の決定等審査請求(研究認定申請)事案の審議税理士試験の実施方法等について(案)
第101回	令和4年6月2日	<ul style="list-style-type: none">税理士の懲戒処分
第102回	令和4年11月25日	<ul style="list-style-type: none">令和4年度(第72回)税理士試験の結果等について令和3年度指定研修の検証等について令和5年度(第73回)税理士試験について税理士試験受験資格の認定について
第103回	令和4年12月15日	<ul style="list-style-type: none">税理士の懲戒処分

(注) 令和3年1月6日から令和5年1月5日までの間に開催された税理士分科会を記載

酒類分科会の概要

1 組織

国税審議会委員のうち、財務大臣が指名した委員10人以内で組織

2 所掌事務

- ・ 酒税の保全のため、酒類業者に対し命令を発する場合の審議（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第85条）
- ・ 公正な取引の基準、酒類の製法・品質等の表示の基準又は重要基準の審議（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の8）
- ・ 酒類業者における酒類の製造（又は輸送）に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分である場合における指示（又は勧告）後の命令にあたり意見を述べること（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第17条第5項、第28条第5項、第39条第5項、第112条第3項及び第116条第3項）
- ・ 酒類業者が酒類容器の分別回収に関する表示事項を表示しない等の場合における勧告後の命令にあたり意見を述べること（資源の有効な利用の促進に関する法律第25条第3項）
- ・ 酒類小売業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が著しく不十分である場合における勧告後の命令にあたり意見を述べること（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の7第3項）

3 最近の活動状況

回次	開催日	議題
第21回	令和3年3月30日	<ul style="list-style-type: none">・ 分科会長互選・ 酒類行政における最近の取組等・ ビール業界におけるCO₂排出量削減の取組
第22回	令和4年1月19日	<ul style="list-style-type: none">・ 酒類の公正な取引に関する基準を定める件の一部改正・ 清酒の製法品質表示基準を定める件の一部改正・ 酒類における有機の表示基準を定める件の廃止・ 酒類の表示の基準における重要基準を定める件の一部改正・ 酒類行政における最近の取組等・ ビール業界におけるCO₂排出量削減の取組
第23回	令和4年6月3日～6月13日 (持ち回り開催)	<ul style="list-style-type: none">・ 酒類における有機の表示基準を定める件の廃止

(注) 令和3年1月6日から令和5年1月5日までの間に開催された酒類分科会を記載